

23 日 獣 発 第 225 号

平成 23 年 10 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 保有状況調査の実施について

このことについて、平成 23 年 9 月 29 日付け環自野発第 110929002 号をもって、環境省自然環境局野生生物課長から別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、環境省では、平成 20 年度に作成し、本年 9 月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度についても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしており、今般、別紙のとおり、各都道府県に対して通知したので、本会に対しても、了知の上、円滑な高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について協力を依頼されたものです。

貴会関係者へ周知していただきたくお知らせいたします。

記

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

URL: http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



環自野発第 11029002 号
平成 23 年 9 月 29 日

(社)大日本猟友会	会 長	}	殿
(社)全日本狩猟倶楽部	会 長		
(財)日本鳥類保護連盟	会 長		
(財)日本自然保護協会	理事長		
(財)自然環境研究センター	理事長		
(財)日本野鳥の会	会 長		
(財)山階鳥類研究所	理事長		
(社)日本獣医師会	会 長		

環境省自然環境局
野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、野生生物行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成 20 年度に作成し、本年 9 月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥におけるサーベイランスを進めることとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県あて通知しましたので、貴団体におかれましても了知されるとともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。





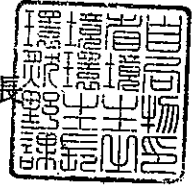
環自野発第 110929002 号

平成 23 年 9 月 29 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長



野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、平成20年度に作成し、本年9月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしく申し上げます。

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携の他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。